平成２２年（フ）第１３号
岡山県津山市二宮1072番地10、住民票上の住所岡山県津山市二宮1189番地
債務者　大塩　　**隆**
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１０１３７号
大阪府高槻市唐崎中２丁目１番14号
債務者　清　　祐樹
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３３１号
大阪市平野区加美東５丁目７番30号　コートダジュール203号
債務者　小松　浩史（旧姓中本）
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６９号
大阪府門真市大字稗島65番地の１
債務者　藤井　芳彦
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４０号
岡山市南区箕島1404番地５
債務者　林　　勝昭
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０５８号
岡山市南区灘崎町植松309番地２
債務者　西條千壽子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８号
岡山市南区藤田666番地21
債務者　池田喜佐枝
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６７号
東京都豊島区南大塚１丁目23―12
債務者　手塚　光夫
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２４号
東京都世田谷区北烏山８丁目４―12―401
債務者　茂呂　信一
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７３号
三重県熊野市久生屋町774―２―３
債務者　平井　　裕
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７２７号
東京都西東京市南町１丁目５―14―501
債務者　張間　智子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７５号
福岡県北九州市八幡西区三ケ森４丁目５―５―201
債務者　中山英明こと　金　　英明
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７６号
福島県石川郡平田村大字西山字深谷106
債務者　坪井　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７７号
新潟県長岡市新保６丁目126
債務者　関　　裕子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７８号
千葉県市川市広尾１丁目16―23―104
債務者　酒井　早苗
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７９号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷478―１
債務者　森　亜由美
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部